

64 解毒薬

急性中毒患者は一見状態が悪くないようにみえても、時間経過とともに悪化して生命の危険が生じる可能性があるため、患者の全身状態を把握し、一般的な生命維持の原則であるA：気道、B：呼吸、C：循環の優先順位に従って評価と蘇生的な緊急処置を開始する必要がある。全身状態が安定したら神経症状と体温を確認する。中毒原因物質に対しては、まず、吸着剤や下剤による腸管除染も含めた除染を行い、体内への吸収を阻害し、さらに強制利尿や血液浄化法により排泄を促進する。多くの場合、初期診療の場面では中毒原因物質の分析結果は間に合わないため、病歴と臨床症状(トキシドローーム)から推定し、特異的な解毒薬や拮抗薬が有効と考えられれば、確定診断を待たずに可及的速やかに投与する。解毒薬や拮抗薬は保険適用を受けて市販されていないものもあり、この場合は保険適用外で市販薬を用いるか、院内製剤として作成して使用する。

治療の指針・ポイント

◆催吐

トコンシロップが市販されていたが、2012年に販売中止となった。ただちに投与する必要があるので、医療機関で用いることはない。

◆胃洗浄

①毒物を経口的に摂取したのち1時間以内で、大量服毒の疑いがあるか、毒性の高い物質を摂取した症例に適応がある。腸管蠕動の抑制や、胃内で塊になりやすく胃内容物の停滞が考えられる場合は、数時間が経過していても胃洗浄を試みてもよい。

②意識レベルの低下や痙攣を生じているときは、咽頭反射の減弱から誤嚥しやすいので、気管挿管をしてから行う。

◆吸着剤

①消化管内に残存する未吸収薬毒物を除去する目的で**活性炭**が使用される。中毒原因物質が吸収される前に、できるだけ早期(**服毒・誤飲後1時間以内**)に投与することが推奨される。

②活性炭のほかに、ポリスチレンスルホン酸ナトリウムやポリスチレンスルホン酸カルシウム、コレステラミンが用いられることがある。

◆緩下剤

①緩下剤は通常、活性炭の投与後に使用し、①活性炭・中毒物質複合体の消化管通過時間を短縮させる、②活性炭による便秘を防止する、③消化管通過時間の短縮により活性炭からの中毒物質の解離を少なくし、解離した中毒物質が再吸収される時間を短くするために用いられる。

②**塩類下剤**(硫酸マグネシウム等)もしくは**糖類下剤(D-ソルビトール)**が使用される。

◆解毒薬

①中毒原因物質に対して、特異的な解毒薬や拮抗薬が存在する場合には、できるだけ早期に投与する。確定診断を待たずに投与を開始することが必要な場合もある。

SAMPLE